

令和8年度第1回四街道市クリーンセンター運営協議会会議録（概要）

日 時 令和8年5月22日（金） 午前10時から午前11時45分まで
場 所 クリーンセンター大会議室
出席者 土屋 裕 会長 高橋 良彦副会長 平井 進 委員 橋本 力三委員
小川 弘之委員 松坂 洋晴 委員 宮崎 由紀子委員 松本 二郎委員
安部 磯男委員 榎本 貞義 委員
欠席者 小貝 知輝委員
事務局 新田環境部長 立崎環境部副参事 遠藤クリーンセンター長
成島センター長補佐兼収集業務係長 田村施設管理係長
丸山主査 志津主査 久保木主任主事 木村主任主事 橋本主任主事
傍聴人 なし

- － 委嘱状交付 －
- － 会長選出（土屋 裕委員を選出） －
- － 副会長選出（高橋 良彦委員を選出） －

議題① 令和7年度ごみ処理の状況について

（事務局より、令和7年度ごみ処理の状況について説明）

安部委員：スーパー等で回収しているトレイやペットボトル、新聞紙の回収にクリーンセンターは関わっていますか。また、数量はこちらに反映されていますか。

事務局：センターと関わりはなく、処理数量はこちらに入っておりません。古紙類やペットボトルの各処理業者とスーパー側が直接契約をしているため、行政回収とは関係ありません。

安部委員：市民に、行政とは関係ないことを説明する機会があればしていただきたいが、市民としてはどちらに出した方が良いか分かりません。

宮崎委員：ポイントが貯まるのでスーパー等へ持って行く事が多く、市としてスーパー等に持って行っても良いか聞きたいです。

事務局：スーパー等は、ポイントが貯まる等個人的な利益はあります。集積所に出していただいた缶やペットボトル等は売払いをし、市の歳入になります。市はスーパー等に持っていけない方の分も回収しているため、一定の経費が掛かります。夏は週1回の回収であるため、ペットボトルが溜まりスーパー等に持って行かれる方が多いと思いますが、市としては、資源物の日に集積所に出していただいた方がありがたいです。

事務局：市の歳入を考えると集積所を利用していただきたいですが、スーパー等の店頭回収は廃棄物対策課で案内をしています。市としては、リサイクルに積極的な店を協力店として登録制度もしており、ホームページ等で積極的に紹介していこうと思っています。リサイクルは市でも行いますが、市民の皆様が出しやすい方法が一番良いため、近くの店等で回収で

きる場合は出していただいて問題ありません。市の集積所は、最終的な場所という形で考えています。

土屋会長：様々な形で回収しているならば、資源対策として全体で役立っていますね。

松本委員：先日可燃ごみの日に、集積所に板切れが束になって出ていたが、回収できませんというシールが貼ってありました。板ではチップにできないということですか。また、ウエスは回収しリサイクル等しているのか処理を伺いたいです。

事務局：板は、枝木等と同じくチップ化することができないため、30センチ以下に細かくしていただければ可燃ごみになります。枝木等は、一定の長さや太さに切って束ねていただければ、回収しています。ウエスは回収後、古紙問屋に運搬し再処理をしていますが、古紙問屋ごとリサイクルルートがあると聞いています。

土屋会長：板はピンクの袋に入れて出せば回収してくれますか。

事務局：板を30センチ以下に細かくして可燃ごみの袋に入れていただければ回収しています。

宮崎委員：なぜ、小さくして可燃ごみ袋に入れた場合のみ回収してくれるのでしょうか。

事務局：板は粉碎して再処理をすることが難しいため、30センチ以下に切っていただければピンクの可燃ごみ袋に入れて構いません。

土屋会長：ごみ袋を買っているため、板は有料ということですね。

宮崎委員：集積所に置かれたままのものがあ、その理由が分からない時があります。

事務局：委託業者には収集できないものがある場合、収集警告シールを貼り、収集できない理由をチェックしていただくよう周知しています。今後、委託業者にはシールに理由を明記するよう改めて周知します。

土屋会長：徹底すれば、市民の皆さんも理解いただけるのではないのでしょうか。

宮崎委員：各自治会代表が集まった意見交換会で多かった内容が、集積所の使い方でした。もう少し集積所の使い方、管理の仕方を呼びかけて周知していただきたいです。また、収集日の書いてある看板が、真っ白で見えないので新しい看板と交換して欲しいです。近年、外国人も多いので外国語対応看板も作ってほしいです。

事務局：自治会ごとにごみ集積所の様々な問題があり、どのように解決してよいか分からない方が多いため、機会があれば広報等により、集積所の件について周知していこうと考えています。また、看板に関しては利用できない場合、代えて欲しいというご要望を頂ければ、

可能な限り対応させていただきます。外国語の看板に関しては作成していませんが、分別の仕方についての外国語版はあるため、ご要望を頂ければ相談に乗らせていただきます。

安部委員：可燃ごみの中で生ごみの比率が高いとのことだが、生ごみの比率が多いと水分が増え、可燃ごみの燃焼率は下がらないのですか。

事務局：可燃ごみの比率は、年間を通してサンプル調査として毎月測っていますが、焼却炉に投入する直前で全量の比率を測る機能は備えていないため、その段階での数値は把握していません。燃焼効率は、焼却炉が流動床炉という特性上、一度燃焼を始めると約2か月間連続運転しています。ごみ量が年々減少している中、ごみ投入量を調整しながら継続して燃焼していますが、追加の燃料費はほとんどなく、故障等がなければ助燃剤を利用して再加熱することはないことから、効率の良い状態を維持できていると考えています。

松坂委員：資料6ページは、クリーンセンター内で直接リサイクルできないので、リサイクルできるものを売却した数量だと思うが、これらは相場の変動があり、高い時にまとめて処分したほうが良いのではないのでしょうか。また、リサイクル量ではなく、売却量という表現が良いのではないのでしょうか。

事務局：売却時の単価は増減幅が大きいため、直近の単価や回収量を基に契約単価を設定し、一番高値を付けた業者と契約をしています。資料は量のみ記載していますが、金額も合わせてどのくらい歳入があったか示した方が良いですか。

松坂委員：その方が理解されやすいと思います。

事務局：古紙類はひとまとめにして入札等で契約していますが、枝木類やペットボトルも単価と直近の量等により算出しています。こちらも量のみの数値であるため、歳入も資料に示していきたいと思います。

土屋会長：今後検討してもらいたいです。年に何回入札は行っているのか。

事務局：古紙類は年2回、上半期と下半期に入札をしており、ペットボトルと廃食油は別に契約をしております。

議題② 令和7年度環境測定調査委託項目の結果について

(事務局より、令和7年度環境測定調査委託項目の結果について説明)

松本委員：低周波音の計測は、焼却炉が稼動した時の騒音の事なののでしょうか。

事務局：機械からは人間の耳で聞こえない音が出ているため、クリーンセンター内から発生している音を計測しています。

土屋会長：人によって感じ方は違うが、低周波によって人体に影響が出ていないか、苦情が出ていな

いかを調べているという趣旨でしょうか。

事務局：その通りです。

松本委員：これは国等の基準の数値はありますか。

事務局：法律的には基準値等はなく、記載している参照値を基準に考えているため、クリーンセンターへ体調不良を訴える苦情が来た際の一つの要因として判断できるよう、調査しています。

高橋副会長：周波数には、人間の耳では聞き取れないものがありますが、その一つとして低周波があります。低周波は0ヘルツから100ヘルツまでの事で、20ヘルツから下は人間の耳では聞き取れず、騒音振動の一種だが規制基準等はありません。しかし、長時間低周波を聞き続けていると体調を崩して苦情になった事例があり、それを基に作られた参照値があります。もし苦情があった場合、どの機械の周波数が原因かという要因を調べる材料になるので、周波数を調査しておく事が大事だという理解で良いでしょうか。

事務局：その通りです。

安部委員：一般的に50や60デシベルはすごい騒音ですよ。

高橋副会長：清掃工場であればこれぐらい出てしまいます。

事務局：騒音レベルのデシベルではそのように感じるかもしれませんが、低周波と絡めたデシベルであるため、騒音とは少し性質が違います。

松坂委員：以前も言ったことがあるが、苦情がないならば費用を掛けて計測する必要はあるのでしょうか。

土屋会長：そういう意見もあると思いますが、センター側としては万が一のことを考えて行っているのですかね。

事務局：クリーンセンターが要因でなくても、もし苦情があった際、市が何も行っていない場合は問題があるため、この測定を止めることはできません。

安部委員：ごみ質分析で、厨芥類が昨年度と比べて大きく減少しているが要因は何でしょうか。

事務局：啓発活動もうまくいっていると思いますが、決定的な原因を特定することは難しいです。家で料理をする機会が減ってきていることが、厨芥類の減少につながったことも一つの要因だと思います。最終的に減少した原因は特定できないため、予測の範囲ではありますが、啓発活動により市民が生ごみの水分を絞っていただいていることも大きいと思います。

安部委員：月ごとで見るとアップダウンが激しいですね。

土屋会長：これは推移を見た方が良いですかね。

事務局：補足いたしますと、令和6年度と7年度で調査業者が変わりました。試料の取り方及び分析方法は変わりませんが、業者により草木類の一部を厨芥類の区分に入れたり、そのまま草木類の区分に入れる等の変更があることも、一部の要因と考えております。

土屋会長：今後も注視していただきたいです。

宮崎委員：市民への周知は、もっと強くあっていいかなと思います。水分をなるべく絞って出す等、一人一人の小さな努力により、一つの市としては大きな成果になると思うので、市民に対するそういうアピールは、機会があるごとに強力にやった方がいいと常に思います。

榎本委員：廃棄物対策課としてはリサイクル業務を推進しております。先日も学校の校長会でリサイクルの推進講座を行い、小学生等若い世代でも、分別やリサイクル等を知っていただくためのご案内をさせていただいております。今後も、引き続き取り組んでいく必要があると思います。

議題③ 令和7・8年度ごみ焼却施設整備修繕について

（事務局より、令和7・8年度ごみ焼却施設整備修繕について説明）

松坂委員：26、27ページに関して、前回の会議でも伺いましたが、整備修繕の内容はクリーンセンターの職員が行っているのか、委託業者の関係者が決めたものを掲載しているのでしょうか。何を前提にして内容を選ぶかで費用は変わってきますが、クリーンセンターはもう35年稼働しそろそろ終末期なので、私は壊れたら直すというブレイクダウンメンテナンスの方が良いと思っています。新品でない以上は、この段階にきたら壊れたら直せばいいという考え方に立っていないと、費用が膨らんでいく可能性があると思いますが、この辺の見解はどうでしょうか。

事務局：修繕費用にトータルで約2億1700万円掛かります。内訳としては、ごみ焼却施設整備修繕に約1億8700万円ですが、これは3年に1度実施している精密機能検査の結果、JFE環境サービスによる日々の運転診断の結果、焼却保守点検等によるJFEエンジニアリングの見解、これらの結果により組まれた単年度の計画的な整備修繕費用です。一方で、ブレイクダウンメンテナンスと同様の故障した場合に直すものが突発的修繕であり、約3000万円です。現在機器の整備をする場合、以前より部品製造に期間が必要であるため、壊れた場合はセンターの操業を止めなければなりません。本来必要な箇所を全部直した場合、約3億円掛かりますが、市として予算がないため、厳選した特Aランクの整備のみ行っていることから、不要なものを入れている訳ではないことをご理解ください。

松坂委員：26、27ページに表記されているO2は何のために分析をしているのか。

事務局：燃焼中における排ガス中の酸素濃度です。

高橋副会長：燃焼時にどれだけ空気が含まれているかにより焼却効率が分かるため、燃焼管理をする意味でも酸素濃度を分析していると思います。

安部委員：ブレイクダウンメンテナンスで修繕費が下がっていくのは良いですが、寿命がどのぐらいかによって、整備修繕が一気に増えるタイミングが出てくるのではないのでしょうか。このまま2億円ぐらいの修繕費でいけば良いですが、例えば5年後ぐらいに突発的な故障が多数あって、高額な保守費用が発生する可能性はないのでしょうか。

事務局：一般的な話ですが、センターを建てた時代で言いますと、大体15年から20年前後に大規模改修工事を行います。焼却炉をはじめ各種設備をリニューアルしますが、その後10年から15年掛けて廃炉になり、新しい施設に移設するということが流れでした。今年で34年目になりますが、改修工事を行うことにより施設を延命化するか、新たな施設を建設して今後の整備費用を抑えていくか2つの考えがありますが、まだ次期ごみ処理施設を含めた先の計画が見えていないため、難しい状況です。

安部委員：クリーンセンターは、過去も含めてよく分からない所がありまして、34年経っている中、1度も改修工事をしていないのですか。

事務局：平成20年から21年に掛けて改修工事を行っていますが、当時のみそら自治会との協定であと何年しか稼働できないという内容があったため、フルスペックの改修工事ではありませんでした。フルスペックの改修工事を行った場合、20年から25年延命化を図れましたが、行わなかったことにより、当時改修しなかった箇所がかなり傷んできている状況です。

安部委員：稼働後20年後位に改修工事を行っているが、10年から20年持たせるためのフルスペックの改修工事を行わず、その後はまだ行っていないということですか。

事務局：その通りです。

土屋会長：あと何年使うのかという問題もあったと思うのですが。

安部委員：これから何年使うかで、改修工事をするかどうかとも決まるということですかね。

議題④ その他

事務局：令和8年度第2回目のクリーンセンター運営協議会は、11月に開催する予定です。皆様には、事前に開催通知を送付させていただきますので、よろしくをお願いします。

土屋会長：以上を持ちまして、令和8年度第1回四街道市クリーンセンター運営協議会を閉会します。